

第百八十五宗議会

施政方針（所信）表明

宗務総長 栗原 廣海

定時宗議会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平素は宗門の護持振興、ならびに念仏弘通に多大なる御尽力を賜っておりますこと、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

さて、私こと、このたびの宗務総長選挙におきまして、図らずも無投票にて当選の榮を賜り、その重責を担わせていただくこととなりました。立候補にあたり、全国の御寺院様から寄せられました温かい激励と切実な御期待を肌身を感じ、今、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

栗眞恵光・岡知道両総務と共に新しい内局として前内局の実績を尊重・継承しながらも、更なる発展を期して、改革前進してまいる所存です。

我が高田派は、真宗の中でも最も古い歴史を誇り、宗祖親鸞聖人の御真筆をはじめとする数多の法宝物を継承し、他力御回向のお念仏のみ教えを今日まで守り伝えてまいりました。しかしながら、今日、宗門を取り巻く状況は、少子高齢化、人口減少、地域社会の変容、価値観の多様化、さらには人

々の宗教意識の変化などにより、誠に厳しいものがございます。寺院を支えてこられた地域の基盤そのものが揺らぎつつある中で、教化活動のあり方、寺院の存在意義、本山と諸寺院との関係、さらには宗派の財政基盤に至るまで、あらゆる面で見直しと再構築が求められています。

この混沌の時代にあって、私共内局は、私が立候補の際に申し上げました通り、奉讃法会のテーマであった「弥陀のよび声『なもあみだぶつ』を聞いてゆこう」を宗門運営の不動の基本理念としつつ、「伝統の継承と創造的発展」を基本的なモットーとして宗務運営に当たってまいります。伝統を守ることは、単に過去を維持することではありません。先人が守り抜いた精神を、現代、そして未来の感性に響く形へと昇華させる「創造」こそが、真の継承であると確信しております。

そして、この旗印のもと、今後は立候補の際に掲げました五本の柱をさらに具体化し、「宗務中期計画」として着実に推進してまいりたいと存じます。

第一は、教化活動の充実と現代化であります。宗門が受け継いできた尊い法灯を、次の世代へ確実に継承していくためには、現代の人々に伝わる言葉と方法によってみ教えを届けていく努力が不可欠であります。そのため、従来の教化活動を大切にしつつ、SNSを積極的に活用し、法語、法話、行事、寺院活動の情報を分かりやすく発信してまいります。さらに、今後一層発展が見込まれるIT技術・AI技術についても、教えの本質を損なうことなく適切に活用し、法話原稿や資料の整理、教学

情報の検索性向上、若い世代に向けた発信の補助など、新たな教化の可能性を広げてまいりたいと考えております。AIは人に代わるものではなく、人がみ教えを伝えるための補助として活かすべきものであり、その活用のあり方を宗門として真摯に研究してまいります。

第二は、文化財の保護と活用であります。国宝である御影堂・如来堂をはじめ、宗祖の真筆聖教その他数々の法宝物は、真宗高田派が受け継いできたかけがえない法の遺産であります。これらを次世代へ確実に継承することは、私どもに課せられた重要な責務であります。現在、三重県総合博物館に寄託中の法宝物につきましては、できるだけ早期の返還が実現するよう、「燈炬殿」の受け入れ環境を整備するとともに、その運営方針についても再検討を進めてまいります。また、今進行中の如来堂唐戸の修理を着実に進めるとともに、重要文化財である骨堂の修復と今後の活用についても検討を深め、文化財の保護と公開・発信の両立を図ってまいります。

第三は、真宗高田派教義の明確化と教学研究の振興であります。「祖訓に拠る高田の宗風」を基盤としながら、高田派としての教義の輪郭をより明確にし、それを内外に示していくことは、宗門の将来にとって極めて重要であります。そのためにも、現在の教学院の組織・運営を見直し、よりよい興学・布教の拠点となるよう再構築いたします。その場におきまして、儀礼・教義・教学や布教の礎となる高田派聖典の「原典版」を編集・上梓するとともに、将来の研究者養成にも力を注いでまいります。

また本年、「真宗高田派仏教文化講座」は第百回を迎えますが、これを記念し、その創始者である堯猷上人を顕彰するため、「堯猷上人と近代仏教学の展開」を主題とする特別講座を開講し、その成果を講義録等として刊行する予定であります。

これらは現在、「教学振興協議会」で協議しているところですが、実現に向けて着実に進めていく所存です。

第四は、僧侶養成と研鑽の場の充実であります。宗門の未来は、次代を担う人材の育成にかかっております。高田短期大学仏教教育研究センターとも連携しながら、若手僧侶の育成をさらに進めるとともに、現職僧侶に対しても継続的に学び、研鑽を深めることのできる場を再整備してまいります。教学のみならず、現代社会において寺院が果たすべき役割、教化の実践方法、地域との関わり方についても学びを深める機会を充実させていくことが肝要であると考えております。

第五は、宗派財政の構造改革であります。宗派財政をめぐる状況は厳しく、従来の延長線上のみでは安定的な運営を維持することが困難になりつつあります。財政委員会における審議をさらに進め、歳出構造の見直しを図るとともに、新たな事業の可能性も模索しながら、持続可能な財政基盤の確立に努めてまいります。財政は宗門運営の土台であり、その健全化なくして諸施策の推進はあり得ません。痛みを伴う見直しも含め、将来を見据えた責任ある改革に取り組んでまいります。

また、若い人が安心して参詣・散策できる環境の整備をいたします。喫緊の課題は、安心して乳幼児に授乳したりおむつを替えたりすることのできる施設の設置です。

四年後には、本寺の一光三尊仏奉迎御開扉法会が控えております。周知のとおり、一光三尊仏は宗祖親鸞聖人が夢告によって長野の善光寺から分身をお受けになった由緒ある仏さまです。この仏さまをお迎えすることをおして、高田の歴史、法脈をあらためて確認し、さらなる布教・伝道に繋げなければなりません。その準備を、鋭意進めてまいります。

以上申し述べました諸課題は、宗務当局だけで成し遂げられるものではございません。本山と諸寺院、そして宗議会が心を一つにしてこそ、初めて実を結ぶものであります。議員各位におかれましては、宗門の未来のため、どうか御理解と御協力を賜り、ともに歩んでいただきますよう心よりお願い申し上げます。

微力非才の身ではございますが、宗祖のみ教えを現代に、そして未来へと輝かせていくため、誠心誠意努めてまいり所存でございます。何卒、今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶といたします。

南无阿弥陀仏

宗達

宗達 第一二四一号

真宗高田派宗制七十九条第二項により令和八年五月二十六日 第一八五宗議會を召集せらる

令和八年四月二十八日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増田 修誠

宗告

宗告 第一二〇七号

来る令和八年八月一日より同五日まで第一〇〇回佛教文化講座を開講する

令和八年六月三日

宗務総長 大僧都 栗原 廣海
総務 少僧都 栗 眞
総務 少僧都 岡 知恵光
道

宗 告 第一二〇八号

来る令和八年八月十四日より同十六日まで歓喜会執行相成る

令和八年六月三日

宗務総長	大僧都	栗原	廣海
総務	少僧都	栗真	恵光
総務	少僧都	岡	知道

任 免

令和八年三月三十一日

依請解其職

名古屋別院評議員

令和八年四月一日

山田 光照	補	専修寺総代	迎接寺前住職	花山 光瑞
千枝 順道	補	専修寺総代	宗議会議員	今橋 勝信
松山 順明	補	専修寺総代	宗議会議員	中川 和則
近藤 康成	補	専修寺総代	檀信徒議会議員	下津 和文
安藤 俊清	補	専修寺総代	檀信徒議会議員	宮崎 由至
林 晃亮	補	専修寺総代		

依請解其職

専修寺総代

岩崎 克彦

令和八年四月一日

名古屋別院評議員を命ずる

蓮教寺住職 三井 蓮孝

東泉寺住職 鈴木 康之

願隆寺住職 石瀨 章友

海隣寺住職 大矢 教明

明德寺住職 柴田 智恵

常照寺住職 亮 雅弘

如来寺責任役員を命ずる

良珠院住職 江上 武徳

如来寺責任役員を委嘱する

如来寺総代 山中 久男

如来寺総代 安田 信行

依請解其職

真宗高田派総務

真宗高田派責任役員

専修寺執事

専修寺責任役員

中僧都

藤谷 知良

如来寺総代を委嘱する

常超院檀信徒

良珠院檀信徒

山中 久男

安田 信行

如来寺評議員を委嘱する

常超院檀信徒

良珠院檀信徒

山中 久男

安田 信行

依請解其職

真宗高田派総務

真宗高田派責任役員

専修寺執事

専修寺責任役員

中僧都

弓削 弘胤

令和八年四月十九日

依請解其職

教師検定委員会委員

学階審査委員会委員

栗原 廣海

栗原 廣海

令和八年四月二十日

教師検定委員会委員を命ずる

学階審査委員会委員を命ずる

輔講

佐波 真教

令和八年四月三十日

依請解其職

真宗高田派宗務総長

真宗高田派代表役員

専修寺執事長

専修寺代表役員

大僧都

増田 修誠

依請解其職

教学振興協議会委員

弓削 弘胤

任 真宗高田派総務

立法寺住職

少僧都

岡 知道

依請解其職

監正局長

佐藤 唯信

任 真宗高田派責任役員

專修寺執事

專修寺責任役員

任 真宗高田派宗務総長

真宗高田派総務

岡 知道

令和八年五月一日

誓元寺住職

大僧都

栗原 廣海

依請解其職

監正局委員

福岡 憲亮

任 真宗高田派代表役員

全

劉 貞純

專修寺執事長

全

出見 隆文

專修寺代表役員

全

長井 一哉

真宗高田派宗務総長

栗原 廣海

宗務顧問を命ずる

信福寺住職

藤谷 知良

任 真宗高田派総務

善行寺住職

少僧都

栗眞 恵光

宗務企画室室長を命ずる

宗務顧問

藤谷 知良

任 真宗高田派責任役員

補 專修寺総代

厚源寺檀信徒

内田 勝久

專修寺執事

專修寺責任役員

真宗高田派総務

栗眞 恵光

令和八年五月七日

第百八十五宗議會説明委員を命ずる

宗務顧問

藤谷 知良

宝物館館長

大野 照文

庶務課課長

上田 隆順

教学課課長

藤澤 真樹

財務課課長

玉野 章法

参拝課課長

中野 達照

共済会事務局

梅林 清香

顧問會計士

山中 利之

令和八年五月十三日

依請解其職

宗議會事務

上田 隆順

宗議會事務を命ずる

庶務課

山川 蓮生

令和八年五月二十六日

任 監正局長

光徳寺住職

長井 一哉

令和八年六月一日

依請解其職

福井別院總代

佐々木照信

第百八十五宗議會宗務委員を命ずる

光徳寺住職

長井 一哉

高田学苑学苑長

梅林 久高

高田幼稚園園長

佐藤 弘道

高田福祉事業協会

高林 光曉

高田会館支配人

磯谷 優

第百八十五宗議會書記を命ずる

録事

小谷 正信

録事心得

田中 光明

福井別院評議員を命ずる

要願寺住職

丹羽 俊紹

光照寺住職

加藤 智性

正行寺住職

佐々木照信

福井別院總代を命ずる

大願寺住職

畑 和光

任 福井別院副輪番

稱名寺住職

転法輪智見

全 全

福井別院評議員

伊藤 雅念
藤原 法壽
転法輪智見

組長交代

令和八年四月二十二日

依請解其職

北海道組組長

朝妻 慈勝

令和八年四月十四日

三重県津市香良洲町

西方寺住職

押小路蓮優

北海道組組長を命ずる

長正寺

長井 悠見

三重県津市香良洲町
補 浄現寺住職代務者

令和八年四月三十日

依請解其職

三重第二組甲部東組長

栗眞 恵光

令和八年四月二十二日

三重県四日市市赤堀

誓元寺住職

栗原 廣海

三重第十三組組長
福井第二組組長

駒田 文祥
藤原 法壽

三重第二組甲部東組長を命ずる

信行寺

高藤 真順

三重県四日市市浜田町
補 崇顕寺住職代務者

令和八年五月一日

三重第十三組組長を命ずる

正福寺

畠山 義啓

福井第二組組長を命ずる

光照寺

加藤 智性

令和八年五月五日

任 教師
任 教師
任 教師

浄誓寺衆徒
上宮寺衆徒
善休寺衆徒

花見 栄輝
清水谷亮慶
中元 誠実

教師

明蓮寺衆徒	即現寺衆徒	壽福寺衆徒	專誠寺衆徒	松林寺衆徒	善性寺衆徒	福專寺衆徒	西光寺衆徒	西蓮寺衆徒	善福寺衆徒	善福寺衆徒	獻忠寺衆徒	義明寺衆徒
日露	竹中	但野	増田	吉田	藤善	上田	藤原	朝日	高沼	高沼	福田	高藤
桃溪	淳亮	邦広	久遠	友照	啓正	真順	妙里	敬信	秀雅	秀隆	和光	源樹

令和八年四月三十日

令和八年五月五日

[illegible]

増田	藤谷	弓削
修誠	知良	弘胤

花見	栄輝	清水光亮慶	中元	誠実	高藤	源樹	福田	和光	高沼	秀隆	高沼	秀雅	朝日	敬信	藤原	妙里	上田	真順	藤善	啓正	吉田	友照	増田	久遠	但野	邦広	竹中	淳亮	日露	桃溪
----	----	-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

僧階

令和八年四月二十七日
任 中僧都
權大僧都 大僧都

栗原 廣海

身分堂班

祖師寿章

令和八年四月二十日

列 其身一代堂班

老分一等

院家二等

院家一等

院家首席二等

院家首席一等

准上座格三等

本山表彰

西光寺衆徒

藤原

妙里

褒 賞

令和八年五月二十一日

本山褒賞

専誠寺住職

増田

修誠

西徳寺住職

玉置

継雄

善行寺檀信徒

林

正樹

本徳寺檀信徒

村田

義行

成満寺住職

米田

尚義

泉光寺住職

宇都宮教信

西運寺前住職

金信

光順

蓮珠寺衆徒

安藤

恒海

龍光寺住職

米増

龍雲

恵日寺住職

濱島

妙美

聖洞寺住職

高臣

亮雄

浄福寺住職

隆

妙灑

専照寺住職

加藤

正美

光明寺住職

小川

精道

専誠寺住職

増田

修誠

大雲寺前住職

水野

顕明

光明寺前住職

鳥居

宏文

安照寺衆徒

酒井

哲教

常楽寺坊守

青木

康子

一乗寺坊守

市橋

惟子

海隣寺前坊守

眞月たづ子

住職在職五十年

還俗

令和八年五月三十一日

三重県松阪市嬉野小村町

布教任命

堯祺上人御正当

五・六 逮夜

五・七 晨朝

五・八 日中兼逮夜

五・八 晨朝

五・八 日中

延命寺住職 藤田 正忠
上品寺住職 松山 敏彦
大圓寺住職 寺本 賢照
大空寺住職 戸田 朝雄

親鸞聖人降誕会
五・二一 日中

権中僧都 田中 明誠

五月御影堂常在説教（晨朝）

五・一 権中僧都 中村 宜成

五・二 中僧都 佐藤 弘道

五・三 大律師 高島 光憲

五・四 中僧都 青木 義成

五・五 律師 若林 妙百

五・六 権中僧都 栗廼 隆興

五・九 権大僧都 戸田 栄信

五・一〇 権中僧都 田中 明誠

五・一一 大律師 松谷 慧光

五・一二 権中僧都 上杉 祥樹

五・一三 律師 吉尾 真祐

五・一四 権中僧都 中村 宜成

五・一五 少僧都 岡 知道

五・一六 権中僧都 松山 智道

五・一七 律師 田中 唯聴

五・一八 権大僧都 松田 信慶

五・一九 律師 磐城 英嗣

五・二〇	大律師	北畠	大道	六・三
五・二一	權中僧都	栗真	光暁	六・四
五・二二	律師	堤	一真	六・五
五・二三	少僧都	久野	俊彦	六・六
五・二四	律師	津賀	開導	六・七
五・二五	權中僧都	鷲山	了悟	六・八
五・二六	權大僧都	浦井	宗司	六・九
五・二七	大律師	高島	光憲	六・一〇
五・二八	權中僧都	藤浦	弘導	六・一一
五・二九	權大僧都	島	義惠	六・一二
五・三〇	律師	隆	妙灑	六・一三
五・三一	律師	北畠	心淳	六・一四

五月御影堂常在説教（逮夜・日中）

五・九	逮夜	權少僧都	高藤	英光	六・一六
五・一〇	日中	權少僧都	高藤	英光	六・一七
五・一五	逮夜	律師	隆	妙灑	六・一八
五・一六	日中	權中僧都	栗廼	隆興	六・一九

六月御影堂常在説教（晨朝）

六・一	律師	富田	健自	六・二二
六・二	權中僧都	中村	宣成	六・二三

中僧都	青木	義成
少僧都	久野	俊彦
權中僧都	上杉	祥樹
權中僧都	松山	智道
律師	隆	妙灑
權大僧都	戸田	栄信
權中僧都	中村	宜成
權中僧都	栗真	光暁
律師	的屋	宝海
權中僧都	田中	明誠
權中僧都	藤浦	弘導
權中僧都	田中	明誠
大律師	松谷	慧光
權中僧都	藤浦	弘導
權中僧都	三井	蓮孝
大律師	高島	光憲
權大僧都	松田	信慶
律師	田中	唯聰
律師	松山	智慧
權中僧都	鷲山	了悟
律師	隆	妙灑
中僧都	佐藤	弘道

敬 弔

次の方々が御往生なさいました。謹んで敬弔の意を表します。

六・二五	大律師	北畠	大道
六・二六	権大僧都	浦井	宗司
六・二七	権中僧都	栗廼	隆興
六・二八	大律師	富山	翔眞
六・二九	律師	吉尾	真祐
六・三〇	権中僧都	生桑	崇等

令和八年
二・二十八
愛知県豊田市笹戸町出口
徳林寺住職
林 晃亮

六月御影堂常在説教（逮夜・日中）

六・七	逮夜	権中僧都	田中	明誠
六・八	日中	律師	水谷	忍英
六・九	逮夜	権少僧都	高藤	英光
六・一〇	日中	律師	龍池	宏昭
六・一五	逮夜	律師	田中	光明
六・一六	日中	権少僧都	高藤	英光

四・二十
松阪市嬉野平尾町
光明寺前坊守
藤澤 操

四・二十二
京都府京都市伏見区深草藤森玄蕃町
栄真寺住職
在田 梅一

高田慈光院 月例法会

五・一〇、一六、二六	律師	隆	妙灑
六・一〇、一六、二六	少僧都	山中	真諭

贈 大律師
四・二十六
三重県津市川方町
栄松寺住職
福岡 昌允

報徳園 月例法会

五・一五	律師	隆	妙灑
六・一五	少僧都	山中	真諭

贈 権少僧都

四・二十七

愛知県海部郡大治町大字花常字東屋敷

正覺寺前住職

山田

盛昌

贈 少僧都

五・五

三重県鳥羽市鳥羽

本照寺前住職

安部

信清

贈 大僧都

五・十四

三重県津市白塚町

東海寺住職

新

光晴

贈 中僧都

贈 権大僧都



第 185 宗議会 報告

令和 8 年 5 月 26 日から 5 月 28 日の 3 日間、第 185 宗議会が高田会館ホールにて開催された。

5 月 13 日には本議会に関する運営委員会が開催され、日程進行について協議された。

5 月 26 日、本議会に先立ち両御堂中陣にて勤行。再び議場にて勤行をおこなったのち、法主殿のお言葉をいただき午前 10 時 30 分に議長が開会宣言を行い、議事進行された。

議会は、承認事項として、監正局長の選任について議会の承認がおこなわれ、宗務総長の所信表明、両総務の挨拶から始まり、関係各機関の報告を受けた。

引き続き議案第 1 号から議案第 7 号の上程が行われるとともに、総体質問がおこなわれた。

議会は、午後 3 時頃には休会となり、議案に関連する修理現場の見学ののち、第 1 日目を終えた。

今議会は議員改選最初の定例宗議会となるため、同日午後 5 時より法主殿、内局及び説明委員を迎えてますますの親睦を深めることと慰労とを兼ねた懇親会を行った。

5 月 27 日第 2 日目午前 9 時 30 分議会が再開された。暫時休会となり、委員会精査となった。各議案は委員全員の賛成により議案は承認され本会議が再開された。

本会議では報告事項による質疑応答、山政一般に関する質問が一段落し、午後 3 時ごろには休会となり、法主殿からのおすすめもあり、有志議員にて燈炬殿の見学がおこなわれた。

5 月 28 日第 3 日目午前 9 時 30 分議会が再開され、議案 8 号をふくめて議案採決が行われ、上程された全議案は全員賛成にて可決され、第 185 宗議会の行程が終了し議長が閉会宣言を行い、午前 10 時 30 分閉会した。

閉会后、議場に法主殿をお迎えし議長が議事の奉告を申し上げ、お言葉をいただき、解散となった。

提出され可決された議案及び報告は次のとおりである。

以上

第 1 8 5 宗議会議案

承認事項 1 監正局長選任について

議案第 1 号 令和 8 年度 真宗高田派歳入歳出予算(案)

議案第 2 号 令和 8 年度 専修寺歳入歳出予算(案)

議案第 3 号 令和 8 年度 真宗高田派共済会歳入歳出予算(案)

議案第 4 号 令和 8 年度 高田派法主褒賞特別会計歳入歳出予算(案)

議案第 5 号 令和 8 年度 専修寺聖教保存修理特別会計歳入歳出予算(案)

議案第 6 号 令和 8 年度 国宝専修寺如来堂美観向上整備事業特別会計
歳入歳出予算(案)

議案第 7 号 関東別院規則変更について

議案第 8 号 専修寺財産処分について

報告事項 各種冥加金改定に向けて

上記のとおり提出します。

令和 8 年 5 月 26 日

宗務総長	大僧都	栗原廣海
総務	少僧都	栗眞恵光
総務	少僧都	岡知道

承認事項

監正局長選任について

監正局長に推薦いたします

津市雲出長常町 8 1 9 番地

三重第 5 組 光徳寺住職 長井一哉 師

令和 8 年 5 月 26 日

宗務総長 大僧都 栗 原 廣 海

総 務 少僧都 栗 眞 恵 光

総 務 少僧都 岡 知 道

令和8年度 真宗高田派歳入歳出予算(案)

令和8年6月1日～令和9年5月31日

歳入の部

(単位 円)

科 目	8年度予算額	7年度予算額
1. 宗教活動収入	[128,660,000]	[121,392,000]
1. 冥加金	(13,100,000)	(13,040,000)
1. 僧侶冥加金	(5,800,000)	5,740,000
2. その他冥加金	1,300,000	1,300,000
3. 礼録金	6,000,000	6,000,000
2. 懇志金	(21,000,000)	(21,000,000)
1. 報恩講懇志金	12,000,000	12,000,000
2. 報恩講賽銭	2,000,000	2,000,000
3. 諸法要懇志金	4,000,000	4,000,000
4. 団参懇志金	3,000,000	3,000,000
3. 義納金	(84,560,000)	(77,352,000)
1. 寺院賦課金	84,360,000	77,220,000
2. 過年度収入	200,000	132,000
4. 刊行物収入	(10,000,000)	(10,000,000)
1. 刊行物収入	10,000,000	10,000,000
2. 資産管理収入	[3,000,000]	[1,000,000]
1. 資産運用収入	(3,000,000)	(1,000,000)
1. 諸利子	3,000,000	1,000,000
3. 雑収入	[12,625,000]	[13,240,000]
1. 雑収入(課税)	(5,025,000)	(5,040,000)
1. 広告掲載料	640,000	640,000
2. 会館等使用料	3,600,000	3,600,000
3. 自販機手数料	90,000	90,000
4. その他課税収入	350,000	350,000
5. 宗報広告掲載料	345,000	360,000
2. 雑収入(非課税)	(7,600,000)	(8,200,000)
1. 宗報等購読料	600,000	700,000
2. 懇志、御礼等	2,000,000	2,000,000
3. 参拝記念印代	4,500,000	5,000,000
4. その他非課税収入	500,000	500,000
4. 特定資産取崩収入	[50,000,000]	[52,000,000]
1. 引当金取崩収入	(50,000,000)	(52,000,000)
1. 引当金取崩収入	50,000,000	52,000,000
5. 前年度繰越収支差額	[1,088,190]	[1,353,011]
合 計	195,373,190	188,985,011

歳出の部

科 目	8年度予算額	7年度予算額
1. 宗教活動支出	[123,457,000]	[118,853,200]
1. 宗教活動費	(63,670,000)	(66,436,100)
1. 報恩講費	18,856,000	19,156,000
2. 諸法会費	2,482,000	2,500,000
3. 講社補助費	4,200,000	4,700,000
4. 旅費	2,000,000	3,000,000
5. 扱費	470,000	400,000
6. 宗務総長交際費	600,000	600,000
7. 山内清掃費	1,532,000	1,650,000
8. 諸会議費	2,340,000	2,340,000
9. 事務費	1,800,000	2,000,000
10. 褒賞費	2,000,000	2,000,000
11. 団参加費	1,001,000	362,000
12. 広報事業費	14,300,000	15,000,000
13. 調度費	1,798,000	750,000
14. 出版費	1,200,000	1,200,000
15. 負担金	900,000	802,000
16. 修繕費	2,000,000	5,500,000
17. 刊行物購入費	5,911,000	4,122,000
18. 教育研究費	0	44,100
19. 自動車諸費	120,000	150,000
20. 損害保険料	160,000	160,000
2. 宗議会費	(4,200,000)	(5,400,000)
1. 議員手当旅費	2,500,000	3,500,000
2. 議長交際費	200,000	200,000
3. 議会事務局費	200,000	200,000
4. 議会運営費	1,300,000	1,500,000
3. 監正局費	(185,000)	(200,000)
1. 監正局会議費	135,000	150,000
2. 監正局長交際費	50,000	50,000
4. 教学費	(22,791,000)	(16,215,000)
1. 教学研究費	1,150,000	750,000
2. 教学布教費	11,780,000	4,320,000
3. 出版広報費	2,550,000	3,520,000
4. 教学各種団体費	2,281,000	2,220,000
5. 婦人坊守教化費	1,610,000	1,620,000
6. 青少年教化費	2,420,000	2,785,000
7. 檀信徒教化費	1,000,000	1,000,000

科 目	8年度予算額	7年度予算額
5. 教学院運営費	(5,370,000)	(4,925,000)
1. 教学院研究費	1,870,000	1,395,000
2. 調度費	100,000	100,000
3. 諸会議費	3,400,000	3,430,000
6. 補助金支出	(14,800,000)	(12,800,000)
1. 高田学苑補助金	1,100,000	1,100,000
2. 高田幼稚園補助金	700,000	700,000
3. 本寺崇敬費	10,000,000	8,000,000
4. 高田会館補助金	3,000,000	3,000,000
7. 管理費	(10,884,000)	(11,320,000)
1. 消耗品費	1,350,000	1,200,000
2. 通信印刷費	3,604,000	3,520,000
3. 水道光熱管理費	5,330,000	6,000,000
4. 諸雑費	600,000	600,000
8. 公租公課	1,557,000)	1,557,100)
1. 法人税	72,000	72,000
2. 消費税	500,000	500,000
3. 固定資産税	985,000	985,100
2. 人件費	[65,510,000]	[65,340,000]
1. 給料手当	(65,510,000)	(65,340,000)
1. 諸給与	54,000,000	54,000,000
2. 日直宿直費	780,000	810,000
3. 通勤補助費	1,730,000	1,530,000
4. 福利厚生費	9,000,000	9,000,000
3. 繰入金支出	[1,000,000]	[1,000,000]
1. 繰入金支出	(1,000,000)	(1,000,000)
1. 高田派共済会回金	1,000,000	1,000,000
4. 資産取得支出	[2,843,100]	[1,150,000]
1. 什器備品取得支出	(1,850,000)	(150,000)
2. リース債務支出	(993,100)	(1,000,000)
5. 予備費	[1,000,000]	[1,000,000]
6. 次年度繰越収支差額	[1,563,090]	[1,641,811]
合 計	195,373,190	188,985,011

令和8年度 専修寺歳入歳出予算(案)

令和8年6月1日～令和9年5月31日

歳入の部

(単位:円)

科 目	8年度予算額	7年度予算額
1. 宗教活動収入	[293,150,000]	[281,850,000]
1. 諸進納金	(89,800,000)	(99,000,000)
1. 進納所冥加金	5,000,000	3,000,000
2. 申物冥加金	77,000,000	77,000,000
3. 賽銭	6,000,000	6,000,000
4. 特別懇志金	1,800,000	13,000,000
2. 納骨堂冥加金	(199,800,000)	(179,300,000)
1. 浄華台冥加金	87,000,000	91,500,000
2. 納骨堂加入冥加金	15,000,000	14,000,000
3. 納骨壇移転冥加金	800,000	800,000
4. 納骨壇永年管理冥加金	2,000,000	2,000,000
5. 懇志金	3,000,000	3,000,000
6. 恭敬冥加金	92,000,000	68,000,000
3. 墓地冥加金	(3,550,000)	(3,550,000)
1. 墓地管理冥加金	3,500,000	3,500,000
2. その他冥加金	50,000	50,000
2. 資産管理収入	[4,000,000]	[1,200,000]
1. 資産運用収入	(4,000,000)	(1,200,000)
1. 諸利子	4,000,000	1,200,000
3. 雑収入	[12,950,000]	[12,250,000]
1. 雑収入	(6,200,000)	(4,600,000)
1. 雑収入	3,500,000	3,000,000
2. 懇志金その他非課税収入	2,700,000	1,600,000
2. 蓮の会収入	(2,000,000)	(2,500,000)
1. 蓮の会年会費	2,000,000	2,500,000
3. 宝物館収入	(3,150,000)	(4,150,000)
1. 観覧料収入	3,000,000	4,000,000
2. グッズ等販売収入	150,000	150,000
4. 竹あかり収入	(1,600,000)	(1,000,000)
1. 懇志金	1,600,000	1,000,000
4. 貸付金回収収入	[25,000,000]	[25,000,000]
5. 特定資産取崩収入	[2,395,000]	[6,093,750]
1. 特定資産取崩収入	(2,395,000)	(6,093,750)
1. 納骨堂引当金取崩収入	0	2,892,000
2. 退職給与引当金取崩収入	2,395,000	3,201,750
6. 前年度繰越収支差額	[411,636,710]	[460,638,364]
合 計	749,131,710	787,032,114

歳出の部

科 目	8年度予算額	7年度予算額
1. 宗教活動支出	[184,530,000]	[199,030,440]
1. 門室費	(33,000,000)	(33,100,000)
1. 門室費	33,000,000	33,100,000
2. 維持費	(31,313,000)	(36,977,000)
1. 護持費	8,380,000	7,214,000
2. 恭敬費	1,152,000	1,200,000
3. 事務費	4,136,000	3,600,000
4. 接待遇費	3,273,000	1,969,000
5. 団参清掃費	100,000	70,000
6. 協賛費	500,000	524,000
7. 申物購入費	3,393,000	3,400,000
8. 調度費	1,075,000	1,750,000
9. 文化財保存費	2,460,000	2,250,000
10. 至心院殿葬儀費	0	15,000,000
11. 至心院殿1周忌費	6,844,000	0
3. 管理費	(77,891,000)	(88,998,000)
1. 自動車諸費	1,918,000	1,400,000
2. 水道光熱管理費	15,630,000	14,000,000
3. 緑化管理費	3,650,000	3,300,000
4. 通信印刷費	7,668,000	5,280,000
5. 諸消耗品費	1,832,000	1,730,000
6. リース料	0	50,000
7. 損害保険料	3,800,000	3,400,000
8. 土地借用料	900,000	900,000
9. 租税公課	810,000	800,000
10. 警備費	4,520,000	4,500,000
11. 雑費	1,463,000	2,138,000
12. 防火設備費	7,700,000	5,500,000
13. 営繕補修費	28,000,000	46,000,000
4. 納骨堂費	(6,457,000)	(6,168,000)
1. 法会費	4,033,000	3,758,000
2. 記念品費	440,000	400,000
3. 納骨堂清掃費	1,984,000	2,010,000
5. 宝物館費	(15,066,000)	(14,297,440)
1. 展示活動費	2,775,000	2,150,000
2. 保存管理活動費	8,547,000	8,945,000
3. 研究費	200,000	200,000
4. 教育・普及活動費	50,000	50,000
5. グッズ制作費	200,000	200,000

科 目	8年度予算額	7年度予算額
6. 広報物制作費	40,000	332,000
7. 諸会議費	186,000	192,000
8. 施設維持保守管理費	3,068,000	2,228,440
6. 行事費	(5,843,000)	(4,610,000)
1. 業務委託費	3,970,000	2,980,000
2. 広告宣伝活動費	327,000	450,000
3. 記念品費	466,000	350,000
4. 警備費	800,000	800,000
5. 消耗品費	280,000	30,000
7. 墓地費	(1,460,000)	(1,380,000)
1. 維持管理費	1,380,000	1,300,000
2. 諸雑費	80,000	80,000
8. 交付金	(13,500,000)	(13,500,000)
1. 院号交付金	13,000,000	13,000,000
2. 納骨壇加入交付金	500,000	500,000
2. 人件費	[162,115,000]	[158,661,750]
1. 給料手当	(162,115,000)	(158,661,750)
1. 諸給与	130,000,000	126,000,000
2. 備人費	3,000,000	3,000,000
3. 日直宿直費	1,820,000	1,890,000
4. 通勤補助費	3,900,000	3,570,000
5. 福利厚生費	21,000,000	21,000,000
6. 退職手当	2,395,000	3,201,750
3. 繰入金支出	[14,174,738]	[8,984,424]
1. 特別会計繰入金支出	(14,174,738)	(8,984,424)
1. 専修寺聖教保存修理特会繰入金支出	1,299,138	1,283,424
2. 国宝専修寺如来堂美観向上整備特会繰入金支出	12,875,600	7,701,000
4. 資産取得支出	[2,567,000]	[6,885,000]
1. 什器備品取得支出	(2,567,000)	(885,000)
2. ソフトウェア取得支出	(0)	(6,000,000)
5. 特定資産支出	[700,000]	[467,750]
1. 特定資産支出	(700,000)	(467,750)
1. 退職給与引当金繰入支出	700,000	467,750
6. 予備費	[1,000,000]	[1,000,000]
7. 次年度繰越収支差額	[384,044,972]	[412,002,750]
合 計	749,131,710	787,032,114

令和8年度真宗高田派共済会歳入歳出予算案

令和8年6月1日から令和9年5月31日			
【収入の部】		(単位:円)	
科 目	8年度予算額	7年度予算額	差 異
財産収入	[750,000]	[441,000]	[309,000]
預金利子	480,000	300,000	180,000
国公債利金	270,000	141,000	129,000
掛金収入	[12,325,000]	[12,384,000]	[△ 59,000]
寺院掛金	11,840,000	11,880,000	△ 40,000
本山職員掛金	485,000	504,000	△ 19,000
繰入金収入	[1,000,000]	[1,000,000]	[0]
高田派回金	1,000,000	1,000,000	0
償還金	[1,136,000]	[1,512,000]	[△ 376,000]
償還金	1,136,000	1,512,000	△ 376,000
雑収入	[6,000]	[6,000]	[0]
雑収入	6,000	6,000	0
積立金取崩収入	[2,000,000]	[0]	[2,000,000]
国公債償還	2,000,000	0	2,000,000
前年度繰越金	[19,000,000]	[23,000,000]	[△ 4,000,000]
収入合計	36,217,000	38,343,000	△ 2,126,000

(単位:円)			
【支出の部】		(単位:円)	
科 目	8年度予算額	7年度予算額	差 異
給付金	[12,000,000]	[12,000,000]	[0]
祝金・見舞金	2,000,000	2,000,000	0
香料	5,000,000	5,000,000	0
慰労金	5,000,000	5,000,000	0
奨学金・奨励金	[3,200,000]	[3,200,000]	[0]
奨学金	3,000,000	3,000,000	0
奨励金	200,000	200,000	0
印刷製本費	[1,463,000]	[1,450,000]	[13,000]
印刷製本費	1,463,000	1,450,000	13,000
事務費	[437,000]	[430,000]	[7,000]
諸手当	387,000	380,000	7,000
雑費	50,000	50,000	0
積立金	[6,000,000]	[6,000,000]	[0]
国公債購入	6,000,000	6,000,000	0
予備費	[2,000,000]	[2,000,000]	[0]
次年度繰越金	[11,117,000]	[13,263,000]	[△ 2,146,000]
支出合計	36,217,000	38,343,000	△ 2,126,000

議案第4号

令和8年度 高田派法主褒賞特別会計歳入歳出予算(案)

令和8年6月1日～令和9年5月31日

歳入の部

(単位:円)

科目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
1. 維持資金	12,000	9,000	0	
利子	12,000	9,000	0	預金利息
2. 法主褒賞特別基金取崩	200,000	500,000	0	
3. 雑収入	0	0	0	懇志等
4. 前期繰越金	336,697	31,638	305,059	前年度繰越金
合計	548,697	540,638	8,059	

歳出の部

科目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
1. 委員会費	86,000	86,000	0	
1. 委員会手当旅費	66,000	66,000	0	選考委員手当、旅費
2. 会議費	20,000	20,000	0	選考委員会昼食代
2. 褒賞費	440,000	440,000	0	
1. 記念品費	400,000	400,000	0	受賞者記念品
2. 扱費	40,000	40,000	0	受賞者、招待者接待費
3. 諸雑費	880	880	0	振込手数料
4. 次期繰越金	21,817	13,758	8,059	次年度繰越金
合計	548,697	540,638	8,059	

令和8年度 専修寺聖教保存修理特別会計歳入歳出予算(案)

令和8年6月1日～令和9年5月31日

歳入の部

(単位:円)

科 目	8年度予算額	7年度予算額	
1. 国庫補助金	[1,823,000]	[1,801,000]	
国庫補助金	(1,823,000)	(1,801,000)	
国庫補助金	1,823,000	1,801,000	
2. 三重県補助金	[364,000]	[360,000]	
三重県補助金	(364,000)	(360,000)	
三重県補助金	364,000	360,000	
3. 津市補助金	[182,000]	[180,000]	
津市補助金	(182,000)	(180,000)	
津市補助金	182,000	180,000	
4. 所有者負担金	[1,299,138]	[1,283,424]	
所有者負担金	(1,299,138)	(1,283,424)	
所有者負担金	1,299,138	1,283,424	
5. 雑収入	[0]	[0]	
雑収入	(0)	(0)	
雑収入	0	0	
合 計	3,668,138	3,624,424	

歳出の部

科 目	8年度予算額	7年度予算額	
1. 総事業費	[3,662,968]	[3,614,854]	
請負費	(3,641,968)	(3,593,854)	松鶴堂修理請負費
人件費	1,560,300	1,555,400	
原材料費	34,250	800	
直接経費	1,716,330	1,710,940	
特別経費	0	0	
技術料等経費	0	0	
消費税	331,088	326,714	
活用事業費	(21,000)	(21,000)	
報償費	10,000	10,000	講師御礼
旅費	5,000	5,000	
需用費	6,000	6,000	チラシ作成等
2. その他の経費	[5,170]	[9,570]	
その他の経費	(5,170)	(9,570)	
需用費	5,170	9,570	写真代等
合 計	3,668,138	3,624,424	

令和7年度から9年度は『曇摩伽菩薩』『須弥四域経』『親鸞消息写』『聖徳太子遺品拝領記』の修理

令和8年度 国宝専修寺如来堂美観向上整備事業特別会計歳入歳出予算(案)

令和8年6月1日～令和9年5月31日

歳入の部

(単位:円)

科 目	8年度予算額	
1. 国庫補助金	[41,840,000]	
国庫補助金	(41,840,000)	
国庫補助金	41,840,000	
2. 三重県補助金	[6,437,000]	
三重県補助金	(6,437,000)	
三重県補助金	6,437,000	
3. 津市補助金	[3,218,000]	
津市補助金	(3,218,000)	
津市補助金	3,218,000	
4. 所有者負担金	[12,875,600]	
所有者負担金	(12,875,600)	
所有者負担金	12,875,600	
5. 雑収入	[0]	
雑収入	(0)	
雑収入	0	
合 計	64,370,600	

歳出の部

科 目	8年度予算額	
1. 総事業費	[64,370,600]	
本工事費	(61,385,200)	
旅費	21,000	文化庁担当官指導旅費
需用費	36,100	文具、コピー代他
役務費	2,000	切手、収入印紙、送料
工事請負費	61,326,100	
設計料及び監理料	(2,985,400)	
委託費	2,985,400	人件費、経費、消費税他
合 計	64,370,600	

議案第7号

宗教法人「真宗高田派 専修寺 関東別院」規則変更事項(新旧対照表)

旧	新
(責任役員会の資格及び選任) 第9条 代表役員以外の責任役員は、この法人の総代のうちから評議員会の同意を得た<u>者</u>につき代表役員が選定し、法主の承認を経て、真宗高田派の宗務総長（以下「宗務総長」という。）が任命する。	(責任役員会の資格及び選任) 第9条 代表役員以外の責任役員は、この法人の総代のうちから評議員会の同意を得た<u>護持地域の住職及び前住職から二名、檀信徒のうちから二名</u>を代表役員が選定し、法主の承認を経て、真宗高田派の宗務総長（以下「宗務総長」という。）が任命する。
第五節 総代役員 (員数・資格選定及び任期) 第22条 この法人に<u>五人</u>の総代役員を置く。 2 総代役員は、護持地域の住職から<u>一人</u>、檀信徒のうちから四人を、代表役員が選定し、宗務総長が任命又は委属する。 3 総代の任期は、四年とする。但し再任を妨げない。補欠総代の任期は前任者の残任期間とする。	第五節 総代役員 (員数・資格選定及び任期) 第22条 この法人に<u>六人</u>の総代役員を置く。 2 総代役員は、護持地域の住職<u>及び前住職</u>から<u>二人</u>、檀信徒のうちから四人を、代表役員が選定し、宗務総長が任命又は委属する。 3 総代の任期は、四年とする。但し再任を妨げない。補欠総代の任期は前任者の残任期間とする。
第六節 評議員会 (員数・資格選定及び任期) 第24条 この法人に評議員会を設け、<u>五人</u>の評議員を以て組織する。 2 評議員は、輪番並びに護持地域の住職<u>又は檀信徒のうちから衆望の帰するものを</u>輪番が推薦し、宗務総長が任命する。 3 評議員の任期は、四年とする。但し、再任を妨げず。補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。	第六節 評議員会 (員数・資格選定及び任期) 第24条 この法人に評議員会を設け、<u>七人</u>の評議員を以て組織する。 2 評議員は、輪番並びに護持地域の住職<u>及び前住職から二名、檀信徒のうちから衆望の帰するもの三名、高田派総務一名、本山に関わる公認会計士一名</u>を輪番が推薦し、宗務総長が任命する。 3 評議員の任期は、四年とする。但し、再任を妨げず。補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

旧	新
(職務権限)	(職務権限)
第26条 評議員会は、この規定の制定及び改廃・予算案その他の事柄を議決し、決算を審査する。	第26条 評議員会は、この規定の制定及び改廃・予算案その他の事柄を議決し、決算を審査する。
	<u>第7節 会計監査部</u>
	<u>(会計監査部の設置)</u>
	第27条 この法人は、会計監査部を置く。
	2 会計監査部は、この法人における金品の出納並びに財産管理の状況を監査する。
	<u>(構成)</u>
	第28条 会計監査部に委員五名を置く。
	2 委員の任期は四年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
	<u>(選任)</u>
	第29条 委員は、総代役員及び評議員のうちから衆望の帰するものを輪番が推薦し、宗務総長がこれを任命する。
	<u>(監査)</u>
	第30条 会計監査部は、毎年一回監査を行う。ただし、必要があるときは、この限りでない。
	<u>(通知)</u>
	第31条 会計監査部は、監査を行うときは、あらかじめ代表役員に通知しなければならない。
	<u>(監査受任義務)</u>
	第32条 代表役員は会計監査を拒むことはできない。
	<u>(資料提出義務)</u>
	第33条 代表役員は監査に必要な書類の提出及び説明を求められたときは、これを拒むことはできない。
	<u>(監査事項)</u>
	第34条 会計監査部は、次の事項について監査を行う。
	一 この法人の歳入歳出の決算

旧	新
	<u>二 この法人の特別会計の収支決算</u> <u>三 現金及び有価証券の出納並びに保管状況</u> <u>四 物品の出納並びに保管状況</u> <u>五 その他会計に関する事項</u> (報告)
	<u>第35条</u> 会計監査部は、監査の結果を評議委員会、総代役員会及び責任役員会に報告しなければならない。
	(不正時の対応)
	<u>第36条</u> 会計監査部は、監査の結果、不正があると認めたときは、 <u>本山監正局に報告しなければならない。</u>
	(記録)
	<u>第37条</u> 会計監査部は、監査の結果を記録し、 <u>年度ごとに保管しなければならない。</u>
<u>第7節</u> 世話方	<u>第8節</u> 世話方
(員数・資格・選定)	(員数・資格・選定)
<u>第27条</u> (略)	<u>第38条</u> (略)
(職務権限)	(職務権限)
<u>第28条</u> (略)	<u>第39条</u> (略)
<u>第29条</u> (略)	<u>第40条</u> (略)
第三章 財務	第三章 財務
(資産の区分)	(資産の区分)
<u>第30条</u> (略)	<u>第41条</u> (略)
(特別財産)	(特別財産)
<u>第31条</u> (略)	<u>第42条</u> (略)
(基本財産)	(基本財産)
<u>第32条</u> (略)	<u>第43条</u> (略)
(普通財産)	(普通財産)
<u>第33条</u> (略)	<u>第44条</u> (略)
(財産の処分等)	(財産の処分等)
<u>第34条</u> (略)	<u>第45条</u> (略)
(経費の支弁)	(経費の支弁)
<u>第35条</u> (略)	<u>第46条</u> (略)
(予算の編成)	(予算の編成)

旧	新
<u>第36条</u> (予算の区分)	<u>第47条</u> (略) (予算の区分)
<u>第37条</u> (略) (予備費の設定及び使用)	<u>第48条</u> (略) (予備費の設定及び使用)
<u>第38条</u> (略) (予算の追加及び更生)	<u>第49条</u> (略) (予算の追加及び更生)
<u>第39条</u> (略) (特別会計の設定)	<u>第50条</u> (略) (特別会計の設定)
<u>第40条</u> (略) (決算の作成)	<u>第51条</u> (略) (決算の作成)
<u>第41条</u> (略) (歳計余剰金・予算外収入の処置)	<u>第52条</u> (略) (歳計余剰金・予算外収入の処置)
<u>第42条</u> (略) (会計年度)	<u>第53条</u> (略) (会計年度)
<u>第43条</u> (略)	<u>第54条</u> (略)
第四章 採算目録その他の備付表簿 (財産目録)	第四章 採算目録その他の備付表簿 (財産目録)
<u>第44条</u> (略) (備付表簿)	<u>第55条</u> (略) (備付表簿)
<u>第45条</u> (略)	<u>第56条</u> (略)
第五章 <u>公益事業</u> (公益事業)	第五章 事業 (公益事業)
<u>第46条</u> この法人は、次の公益事業を行う。 一 墓地事業 二 納骨堂事業 2 前項の事業は、別に定める「墓所事業運営規則」に基づき代表役員が管理運営する。 3 第一号及び第二号の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。	<u>第57条</u> この法人は、次の公益事業を行う。 一 墓地事業 二 納骨堂事業 2 前項の事業は、別に定める「墓所事業運営規則」に基づき代表役員が管理運営する。 3 第一号及び第二号の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。 <u>(公益事業以外の事業)</u> <u>第57条の2</u> この法人は次の事業を行う。 一 <u>不動産貸付業</u>

旧	新
	<u>2</u> 前項の事業は、別に定める「不動産貸付業運営規定」に基づき、代表役員が管理運営する。 <u>3</u> 第一項事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。 <u>4</u> 第一項の事業から生じた収益は、この法人又は公益の事業のために使用しなければならない。
第六章 補則	第六章 補則
(規則の変更)	(規則の変更)
<u>第47条</u> (略)	<u>第58条</u> (略)
(解散の手続き)	(解散の手続き)
<u>第48条</u> (略)	<u>第59条</u> (略)
(清算人)	(清算人)
<u>第49条</u> (略)	<u>第60条</u> (略)
(残余財産の帰属)	(残余財産の帰属)
<u>第50条</u> (略)	<u>第61条</u> (略)
(宗制及び宗規の効力)	(宗制及び宗規の効力)
<u>第51条</u> (略)	<u>第62条</u> (略)
(施行細則)	(施行細則)
<u>第52条</u> (略)	<u>第63条</u> (略)
	<u>附則</u> <u>一</u> この規則の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日(令和 年 月 日)から施行する。

議案第 8 号

専修寺財産処分について

について別紙のとおり提出します

令和 8 年 5 月 26 日

宗務総長	大僧都	栗 原 廣 海
総 務	少僧都	栗 眞 恵 光
総 務	少僧都	岡 知 道

専修寺財産である土地の処分について

1, 伊勢市河崎三丁目 545 番地 1 (地積 434.74 m²)

2, 伊勢市神久三丁目 545 番地 2 (地積 38.94 m²)

興学布教研究大会報告

高田教学に関する研究・布教の振興を目的として、例年、四月二十九日（昭和の日）に開催されている「高田派興学布教研究大会」は、高田派随一のアカデミックな大会である。昨年同様に、会場は高田会館ホールを使用し、午前九時十五分より開会式が執り行われ、御法主からお言葉を頂戴し、引き続き日程の説明があり、それぞれ三十分の持ち時間で発表となった。

発表後に十分の休憩をはさんでの座談会（質疑応答）となり、昼食前には閉会した。

発表者は、次の講題による発表であった。

「心理学から見た宗教と現代における仏教」

津市 上宮寺衆徒

清水谷 亮慶

「現生正定聚と社会的実践．．『仏説無量寿經』
第二十二願に願われる菩薩の姿」

四日市市 正泉寺前住職

北島 義信

「方便の力」

四日市市 中山寺衆徒

松谷 慧光

その後、座談会（質疑応答）では、ご聴聞いただいた出席者より心理学と仏教の関わり、救いの姿について、教義に関わる貴重な質問や感想を拝受し、教学研究・布教に熱意のある方々によって本年の大会も無事に終了することができた。

発表者には後日、発表された内容をまとめていただき、次のようにご報告をいただいた。

「心理学から見た宗教と現代における仏教」

津市 上宮寺衆徒

清水谷 亮慶

私たちは日々、さまざまな不安や悩みを抱えながら生きています。大きな問題がなくても、将来への不安、人間関係の疲れ、他人との比較によって、心が苦しくなることがあります。心理学では、こうした感情は特別なものではなく、人間にとって自然な反応だと考えられています。人は「分からないこと」に不安を感じます。未来が見えないとき、失敗するかもしれないと感じたとき、私たちは物事をコントロールしたくなります。しかし現実には、努力しても思い通りにならないことが数多くあります。

心理学は、不安や苦しみの仕組みを理解し、考え方や受け止め方を変えることで心を軽くする方法を示してくれます。実際に、物事の捉え方を変えることで気持ちが楽になることもあります。しかし一方で、「頭では分かっているのにできない」という苦しみもあります。

たとえば、「気にしなくていい」と分かっているにも気になってしまう。「頑張りすぎなくていい」と理解していても無理をしてしまう。そのたびに、

「なぜ自分はできないのか」と自分を責めてしまっています。

仏教では、このような心のあり方を「執着」と捉えます。「こうありたい」「こうでなければならぬ」という思いが強いほど、現実との違いに苦しみます。そして浄土真宗では、その執着を自分の力だけで完全になくすることはできないと考えます。

親鸞聖人は、人間を「煩惱具足の凡夫」と表現されました。これは、迷いや怒り、欲や不安を抱えたまま生きる存在が人間である、という意味です。つまり、立派な人間になってから救われるのではなく、苦しみを抱えたままの私たちがそのまま救われていくということです。

現代社会では、「努力」や「成長」が強く求められます。もちろん努力は大切ですが、頑張り続けることが当たり前になると、できない自分を許せなくなります。周囲の期待に応えようとして、本当の気持ちを押し込めてしまうこともあります。

浄土真宗では、このように自分の力だけで何とかしようとするあり方を「自力」と呼びます。そして、自力には限界があると説きます。それは「努力してはいけない」という意味ではありません。「自分の力だけでは届かないところがある」と気づくことが大切なのです。

そこで示されるのが「他力」という考え方です。他力とは、阿弥陀様のはたらきにまかせるということです。私たちはつい、「自分が頑張らなければならぬ」と思い込んでしまします。しかし浄土真宗は、「すでに救われているいのち」を見つめます。

念仏の「南無阿弥陀仏」も、何か効果を得るための言葉ではありません。苦しみの中にある自分が、すでに見捨てられていないと気づいたとき、自然にこぼれてくる言葉です。そして、「おかげさま」という感謝が生まれます。

また現代では、SNSなどを通して他人と比較する機会が増えています。他人の成功を見るたびに、「自分は足りない」と感じてしまうことが

あります。しかし浄土真宗は、「比べなくてよい」と無理に励ますのではなく、「比べてしまう弱さを持った自分」をそのまま見つめます。

心理学は、人間の心の仕組みを理解し、苦しみを和らげる助けになります。一方、浄土真宗は、「苦しみを抱えたまま、どう生きるか」を問いかけます。この二つは対立するものではなく、互いに人間を深く理解しようとするものであり、切っても切れない関係です。今を生きる私たちにとっては比較してどちらかが正しいのではなく、どちらも大事であることを知っておくべきだと考えます。私たちは、失敗せず、正しく生きようと努力します。しかし現実には、迷いながら、悩みながら生きていくしかありません。浄土真宗は、そのような不完全な私たち凡夫を否定するのではなく、「そのままのあなた」に焦点を当てる教えです。

苦しみがすぐ消えるわけではありません。それでも、「このままではだめだ」と思っていた自分が、「このままでも生きていてよいのかもしれない

い」と感じられる。その小さな安心が、私たちを支えていくのではないでしょう。

生きてく上でなにかしら苦しみはあります。しかし、その苦しみの中で、お念仏を称えてください。そのときはきっと、「おかげさま」と安堵するでしょう。

「現生正定聚と社会的実践・

『仏説無量寿經』第二十二願に

願われる菩薩の姿」

四日市市 正泉寺前住職

北島 義信

一九七〇年代の世界において宗教基軸の社会運動が世界的規模で生まれた。キリスト教と結合した南アフリカの黒人意識運動、イランイスラーム革命、社会変革と不可分のラテンアメリカにおける解放の神学、北部インドの環境保護と結合したヒンドウイズム等にその具体例をみることができ。これらには、地域に根差した宗教に内在する相互関係性、外部性としての他者優先を基軸に

した、自己中心主義からの解放、意識化 (Conscientization)、行動決断、連帯と非暴力、国家の相対化の理論が共通に存在する。これらの概念と社会的課題とを結合させた運動は、人々の心を捉え、非暴力・全人種平等によるアパルトヘイト撤廃と、「差異と平等」が並存する共生社会の実現に見られるような、具体的成果をもたらした。

これらの事実を踏まえて、浄土真宗における社会的実践の理論構築の可能性を『大経』第二十二願、『顕浄土真実教行証文類』の「証文類」に探ってみた。『大経』の第一願〜第十願を経て第十一願（必至滅度の願）に誓われた正定聚の内容深化と深く関わるのが、「出の第五門」、「平等法身」、「広略相入」、「善巧方便」、「障菩提門」等の概念である。実践の主体形成と不可分のこれらの概念把握は、自己を超えた本願力廻向がなければ不可能である。

浄土において正定聚不退転の位に至った菩薩は、「往観偈（東方偈）」にみられるように、「至願を興して、おのれが国も（厳浄の国と）異なる

ことなからんと願ひ、衆生を救うために現実世界へ還り、喜びをもって諸活動を行い、やがて命終と共に阿弥陀仏の国へ帰るのである。「意識化」に基づくこの活動を櫻井鎔俊師は次のように述べている。「舞台裏での下稽古、リハーサルが今、われわれがやっているところの還相廻向のすがたである。やがていのち終わったときに本番をやるんだ」(櫻井鎔俊『新装増補 教行信証を読む』法蔵館)。浄土へ帰った菩薩は、必至滅度の願が示すように、自然(じねん)に滅度に至り、諸仏となつて他者救済の「本番」をおこなうのである。菩薩が正定聚不退転の位に至るのは、現実には浄土に生れていなくても可能である。その具体例は、廻心懺悔をへて、「いまだ死せずしてすでに天身を得」て、「もろもろの衆生」に阿耨多羅三藐三菩提心を發させた、「阿闍世」の姿にみることもできる。『一念多念文意』には次のように述べられている。「それ衆生あって、かの国に生まれんとするものは、みなことごとく正定の聚に住す(左訓、かならず仏になるべき身となれるとなり)。

：『すなはち往生す』とのたまへるは、正定聚の位に定まるを『不退転(左訓、仏になるまでといふ)に住す』とはのたまへるなり」。このことが現生において可能となる根拠は、化身土の構造にある。現実世界は眞実世界ではなく、眞実から問われ続けていく世界であり、眞実世界は超越的でありつつ現実世界と「二重化」された非分離的一体的世界として捉えるのが「化身土」概念である。

一九七〇年代に始まる、地域に根差す宗教による社会的実践活動の基軸となる概念は「意識化(consientiation)」である。この「意識化」と深く関わるのが、現生正定聚である。「意識化」をもたらずのは、絶対者の靈性のはたらきである。

このはたらきは、阿弥陀仏の本願力と共通するものである。一九七〇年代から始まる宗教基軸の社会的実践論は、過去と断絶した「現世主義」ではない。グギ・ワ・ジオンゴ(Ngugi wa Thiong'o, 一九三八―二〇二五)によれば「記憶する(remember)」とは、「断片化されたもの(dis-membered)」を「再統合する(re-member)」ことであり、分断

化された過去を現実的に復元することであり、その行為が哀悼なのである。復元と哀悼は一体のものであり、復元という社会実践活動のないところに、哀悼は存在しない。この両者の一体性は、また「死者と生者」の一体性でもある。この一体性は、相互関係性、万物における絶対者の内在性、外部性としての他者優先、を意味するアフリカの土着的宗教概念「ウブントウ」から導き出される。「死者」と「生者」の共闘（上原専祿）、不二一体性を可能ならしめ、「死者」の代弁者としての「生者」の平和的共生の社会的実践を支えるのは、「諸仏」による他者救済活動の呼び声の受け止めだと捉えることも可能である。

これらの関連をみるとき、『大経』第二十二願に願われる菩薩の姿は、現代におけるグローバルな宗教基軸の、非暴力共生の実現を目指す社会的実践論の共通項として捉えることも可能ではないだろうか。

「方便の力」

四日市市 中山寺衆徒

松谷 慧光

法題は「方便の力」とし、讃題は『浄土和讃』「善知識にあうことも おしうることもまたかたし よくきくこともかたければ 行ずることもなおかたし」（『真宗高田派聖典』六二〇頁）をあげさせていただいた。讃題が示す通り、念仏の教えを聞くことや、それを他者へ伝えることは極めて困難である。本発表では、中学校や高校での仏教の授業や、本山での法話などの経験を頼りに、凡夫では到達しえない、「方便の力」についての味わいを語った。

日頃、中学校や高校で仏教を教え、生徒と対話するなかで、私の見解が変わった出来事があった。それは、大阪万博のキャラクター「ミャクミャク」に対する見解である。当初、目が五つあるという外見に奇妙さを覚えたが、その設定背景（変形を繰り返し人間になろうと試行錯誤していたこと、受け継がれてきたものを今後も脈々と伝えていく

という願いがかけられていること」を理解することとで認識が変容した。さらに生徒から「後ろにもう一つ目がある」と指摘されたことで、自身が物事を一面的にしか捉えていなかったことに気づかされた。

中学生を対象とした本山での法話では、生徒の関心を引くために世俗的な話題を用いて話を構成した。一定の評価を得ることはできたが、僧籍を持つ教員より「俗世に仏法を寄せるのではなく、仏法に俗世を寄せるべきではないか」との指摘を受けた。仏法を「わかりやすく」語ろうとし、本質から離れた話を展開した、自己の愚かさを恥じる経験であった。

釈尊は多くの方便を用い、人々を真実に導いた。釈尊は確かに教えをわかりやすく説いたが、それは決して世俗に迎合したものではない。我が子を失ったキサーゴータミーに対し、釈尊は「死者を出したことの無い家から芥子の種をもらおう」という手立てを示した。キサーゴータミーは他者の苦悩に触れることで、諸行無常や愛別離苦という真

実に目覚めた。このように、仏の智慧と慈悲が具体的に展開されたものが方便である。

あるとき、布教使の方から「阿弥陀仏は近いか、遠いか」と問いかけられたことがあった。私は「近い」と答えたが、その布教使の方は「遠い」と答えた。真意を理解しかねていた私に対し、続けて布教使の方は、「いつまでもどこまでも救うと願われていながら、その願いに背き、目の前の欲に浸っているのは誰か」と語られた。この言葉は私にとって、先輩の布教使という善知識から発せられた一種の方便のように感じられた。

法蔵菩薩は一切衆生を救うために王位を捨てて修行された。その大悲の願いに対し、自らが背を向けて生きていた事実を深く自覚させられた。それは、現代の戦争報道に接する際、失われる命の尊さに心を痛めるより、原油価格の変動などの話題ばかり見ているわが身の有様を見ても明らかである。四十八の願いが示す「地獄・餓鬼・畜生の無い世界」「すべての者が金色に輝く世界」とは、苦悩や争い、偏見のない世界である。偏見に満ち

た存在をもそのまま救い取るといふ平等の慈悲のなかに、今の私は摂め取られている。仏や菩薩、善知識の方便によってそのことに気づかされるとき、自然と念仏を称える自己が立ち上がってくるのではないだろうか。

また、今回発表の北島義信氏は、六月五日(金)に龍谷大学で開催された真宗連合学会第七十二回大会にて同発表題目で発表を終えられた。その大会での発表持ち時間は二十分で、それに質疑応答を含めて二十五分であった。

(以上、藤田 正知 記)

褒賞授与式 報告

去る親鸞聖人降誕会の五月二十一日、午前十時より御影堂にて法主殿ご臨席を賜り褒賞授与式が挙行されました。

この度、褒賞を授賞された皆様、誠におめでとうございます。

法主殿よりお言葉をいただき、宗務総長が本山褒賞並祖師寿章の出席者を表彰し記念品を渡ししました。本年、檀信徒(男性)で祖師寿章を授賞された方は総勢百七十名で当日十三名の方々が元気に出席されました。

今後とも授賞されました皆様の益々のご活躍を念じております。

第百回佛教文化講座のお知らせ

日程

【第一日】八月一日(土)

法主殿御親講

講 題 「堯猷上人の生涯と事蹟」

【第二日】八月二日(日)

講 師 東京大学名誉教授

国際仏教学大学院大学特任教授

斎藤

明

講題 「観音と観自在 ―堯猷上人による

開講百年を記念して―

【第三日】 八月三日（月）

講師 慶應義塾大学名誉教授

国際文化研究所元所長 野村 亨

講題 「東南アジア仏教の諸相

―上座部仏教と密教―

【第四日】 八月四日（火）

講師 武蔵野大学教授

講題 「西洋の仏教との出会い 碧海 寿広

―高楠順次郎と常磐井堯猷―

【第五日】 八月五日（水）

講師 真宗高田派鑑学 誓元寺住職

高田短期大学名誉教授 栗原 廣海

講題 「仏教文化講座百年の歴史と

今後の展望」

二〇二六年

教師検定講習Ⅰ受講要項

教師資格を取得するには原則教師検定講習Ⅰ及び講習Ⅱの全日程への出席が審査の前提となります。

ただし、真宗高田派宗制第二百十三条に該当する者（真宗学、真宗史、仏教学、仏教史の学力を有すると認定された者）は教師検定講習Ⅰが免除となります。

一、講習期間 八月十七日（月）

～二十一日（金） 五日間

二、会場 高田短期大学

三、提出書類

①教師検定講習Ⅰ受講願（本山所定の用紙）

四、申込み方法

必要事項を記入の上、宗務院へ直接お持ちい

いただくか、郵送又はFAXにてお申し込み下さい。

五、締切り 七月二十四日（必着）

六、講習Ⅰ受講料 無料

七、講習内容

高田短期大学仏教教育センター主催の仏教基礎講座（高田本山寄付講座）に準じる。

講習の詳細につきましては、受講申込締切後郵送にて連絡いたします。

八、その他

・高田短期大学での科目等履修生制度により定められた科目の単位取得者は講習Ⅰでの試験が免除されます。

・各科目、最終日に試験を行います。試験に合格された方には「単位修得証明書」を発行します。この証明書が、教師検定講習Ⅱの受講資格となります。

・各科目、一回でも欠席すると、その科目は不合格となります。不合格の場合、翌年以降、該当科目を再受講していただきます。

・宿泊希望の方は、各自で手配して下さい。会場までは津駅より送迎バスを運行します。

・A日程、B日程を選択し二年間で受講することが可能です。

詳しくはお問い合わせ下さい。

お問合せは本山宗務院教学部まで

電話 〇五九―二三二―四一七一

FAX 〇五九―二三二―四一四

E-mail kyo-gaku@senjuji.or.jp



令和八年度

高田短期大学仏教教育研究センター
 仏教基礎講座（高田本山寄附講座）

実施要項

高田短期大学仏教教育研究センターでは、仏教基礎講座（高田本山寄附講座）を、八月に開催いたします。多くの皆様のご受講をお待ちしています。

また、本講座は高田本山の教師検定講習Ⅰを兼ねております。

講座の日程

・ 期 間 八月十七日（月）

～ 二十一日（金）五日間

・ 場 所 高田短期大学 教室

・ 対 象 寺族および一般

・ 受講料 無 料

・ テキスト 実費負担

・ 時 間 九時～十七時五十分

（高田短期大学の授業時間に準じる）

*最終日は講義と試験になります。

各講座担当者と内容

仏教学

講 師…島 義厚

（真宗高田派聖賢寺住職）

講義内容…釈尊の生涯を概観し、二十九歳で出家された釈尊が何を求められたのか、六年の修行の後ブツダとなって私たちに何を教えようとしたのかを学ぶことを通して、仏教とは何か、仏教を学ぶ意義とは何かについて考えたいと思います。

真宗学

講 師…松山 智道

(仏教教育研究センター長、

高田短期大学非常勤講師)

講義内容…親鸞聖人の本願他力の思想について学びます。また、聖人は「智慧光のちからにより本師源空あらわれて 浄土真宗をひらきつつ選擇本願述べたもう」と明かしておられますように、聖人の思想は七高僧の教えが背景となっています。したがって、七高僧の教えを併せ学びながら、「真宗の救い」の内容を吟味したいと思います。

仏教史

講 師…金信 昌樹

(仏教教育研究センター研究員)

講義内容…仏陀釈尊によって開かれた仏教は、中国に伝わり歴史的展開を見せ、その仏教が朝鮮へそして朝鮮を経由して日本に伝わった。

その後中国から直接日本に伝えられ、歴史的展

開を見せて今日に至っています。日本においてどの様に仏教が展開したのかその歴史を学び、その問題点を考えたいと思います。

真宗史

講 師…清水谷正尊

(仏教教育研究センター研究員、

高田短期大学学長)

講義内容…親鸞聖人が、真仏上人や顕智上人に直接教えられたみ教えは、その後高田派の歴代上人を始め、念仏を喜ばれた人々によって連綿と伝えられ、今日の私たちにまで届けられました。その念仏者たちの長い歴史を具体的に学ぶことで、私たちがみ教えに遇わせていただいたことの意味を考えてみたいと思います。

高田の歴史と法宝物

講 師…栗原 直子

(仏教教育研究センター研究員)

講義内容…高田派専修寺は親鸞聖人によって開

かれ、直弟子によって受けつがれて現在に至っています。そのため聖人ご自身の筆による名号、著述、お手紙や、弟子たちが書写した聖人の著述が、歴代上人によって法宝物として今日まで大切に伝持されてきました。本講義ではそれぞれの法宝物を通して聖人の教えに触れるとともに、高田派の歴史を学んでいきたいと思っています。

申し込み方法

教師検定講習Ⅰとして受講される方

本山指定の受講要項に準じて下さい。

一般受講の方（既に教師資格をお持ちの方）

科目を選択して受講することが出来ます。

受講科目の三分の二以上を出席いただいた方には「受講証明書」を発行します。また、受講科目の全てに出席いただき、試験に合格された方には、該当科目の「単位修得証明書」を発行します。

「単位修得証明書」が発行された科目は、今

後、高田派教師検定の審査を受けられる場合に、該当科目の試験が免除となる場合があります。

受付期間…七月一日（水）～七月二十四日（金）
申込方法…高田短期大学ホームページ、ハガキ
申込内容…氏名（ふりがな）、性別、年齢、住所、
電話番号、受講科目名（科目を選択して受講の方のみ記入）

ご応募いただいた内容は、個人情報保護のため完全に保管し、本講座以外の目的には使用いたしません。

申込先…〒五一四〇一一五

三重県津市一身田豊野一九五番地

高田短期大学仏教教育研究センター

TEL 〇五九一二三二一二三二〇（代表）

FAX 〇五九一二三二一六三二七

E-mail b-center@takada-jc.ac.jp

テキスト等の詳細につきましてはお問い合わせ下さい。

第三十二回 法話発表会

開催日時 九月十日（木）※

午前十時より開会式

会場 宗務院 二階第一会議室

※九月三日に予定しておりました法話発表会は九月十日に変更になりました

法話発表会を開催します。僧侶になったばかりの方や、日頃法話をする機会のあまりない若手を中心に法話をして頂きます。

これから布教者として歩まれる方を応援する行事です。是非、ご聴聞ください。

（TEL〇五九―二三二―四一七一）

教学院だより

教学院公開講座案内

第二十九回 現代と仏法を考える集い

日時 令和八年八月三十一日（月）

午後一時半～四時 まで

テーマ ともに悲嘆を生きる

グリーンフケアとスピリチュアルケアを学ぶなかで出会ったこと

講師 堤一真 師（大仙寺副住職）

会場 高田会館 ホール

どなたでも自由に聴聞できます。

僧職の方は布袍・輪袈裟を着用してください

令和七年度活動報告

教学院が年間を通じて取り組んでいる活動について報告致します。まず、毎年十月末日には、教学院研究発表大会を開催しています。今回で三十回目となる研究発表大会は十月三十一日(金)に開催されました。発表題目と発表者は次の通りです。

一、 専照寺所蔵宗学関係資料について

第一部会 金信 昌樹

二、 村田静照師の念仏生活

第二部会 田中 明誠

三、 金子みすゞから学ぶお墓の意味

第三部会 鷺山 了悟

午後からは特別講演を開催いたしました。講題は「持続可能な寺院を目指して」――真宗寺院、超宗派、他宗教の教化活動に学ぶ――講師は鈴鹿大学こども教育学部教授の川又俊則氏に話をさせていただきました。

今回の発表については『教学院紀要』に内容をまとめた文を掲載いたします。また、教学院の発行する「教学院報」は年四回の発行予定です。

教学院の各部会の活動は次の通りです。

第一部会

令和七年度、真宗教団連合作成の法語カレンダーの法語を研究員が解説した『月々の法語』の編集と出版を行いました。また、平成二十三年よりはじまりました「真宗入門講座」は「一光三尊仏絵伝」をテーマにして全四回開催いたしました。

第二部会

毎年、夏に開催している「現代と仏法を考える集い」は「僧侶の実践活動」――災害ボランティア活動を通して見えてくるもの――と題しまして真宗大谷派専光寺住職、fellaねっと福井代表、災害支援北陸門徒ネット共同代表の佐々木尚氏に講演していただきました。また、一般寺院の

布教活動に資するための掲示伝道ポスターの作成に取り組んでいます。

第三部会

毎年、開催しておりました「布教伝道講座」は今年度から講師の先生をお招きして開催する「聞思の集い」と、法話をするための研修を行う「布教伝道研修講座」に分けることになりました。「聞思の集い」は三人の講師に話をしてもらいました。「布教伝道研修講座」では二人に法話を実演してもらいました。また、宗務院発行の「本山だより」に掲載する原稿を研究員が執筆しています。

第四部会

宝物館新設に伴い、部会の活動を法宝物の研究に重点を置くことにしました。これまでに多くの人が『影印高田古典』を研究してきた中で、さらに探究すべき点について検討しています

本山行事予定

(七月・八月)

七月六日～七日

至心院殿一周忌法会

八月一日～五日

仏教文化講座

八月十四日～十六日

歓喜会



下付金のお知らせ

令和二年度分院号下付金、及び納骨壇加入下付金を専修寺正味財産に計上いたしました。

（令和八年五月三十一日付）

院号冥加金、及び納骨壇加入冥加金の下付金は納入された年度から、五年を経過したものは、専修寺正味財産に計上されるため、交付出来ませんのでご注意下さい。

詳しくは宗務院財務課までお尋ね下さい。

お詫びと訂正

宗報第九六一号（令和八年四月）七頁
住職拜命の記事中におきまして誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げ、左記のように掲載並びに訂正させていただきます。

依請解其職 誤
崇徳寺住職 大澤 弘道

依請解其職 正
崇願寺住職 大澤 弘道

真宗高田派共済会のご案内

●全寺院対象の共済制度●

真宗高田派共済会運営規程による各種制度

○見舞金

- ・ 本堂全焼及び全壊 1 0 0 万円
- ・ 本堂半焼及び半壊 6 0 万円
- ・ 庫裏全焼及び全壊 6 0 万円
- * 災害を証明する書類が必要
- ・ 境内地並境内建物が災害を被った時は、2万円をお見舞いする
- * 被害総額が100万円以上の場合となります

○祝金

- ・ 本堂新築及び改築 6 0 万円
- ・ 本堂を除く境内建物の新築および改築 1 0 万円
- * 工事費が1千万円以上の場合となります
- * 高田派代表役員が発行した新築・改築の承認書と
工事契約書の写しが必要

○住職退職慰労金（住職の死亡から6ヶ月以内に申請のこと）

在任期間により給付金が異なります

- ・ 住職在任80年以上90年未満 9 0 万円
- ・ 住職在任70年以上80年未満 8 0 万円
- ・ 住職在任60年以上70年未満 7 0 万円
- ・ 住職在任50年以上60年未満 6 0 万円
- ・ 住職在任40年以上50年未満 5 0 万円
- ・ 住職在任30年以上40年未満 4 0 万円
- ・ 住職在任20年以上30年未満 3 0 万円
- ・ 住職在任10年以上20年未満 2 0 万円
- ・ 住職在任10年未満 1 0 万円

○香料（退職から6ヶ月以内に申請のこと）

上記住職退職慰労金を適用する但し慰労金を支給された住職は該当しない

○真宗教学奨学金（毎年4月末日までに申請のこと）

- ・ 高等学校生及び真宗各派の専修学院生 月額 2 万円 若干名
- ・ 大学生及び大学院生 月額 4 万円 若干名
- 月額 8 万円 若干名

○奨励金（毎年4月末日までに申請のこと）

共済会が指定した学校学部に得度した者が入学したときに

4万円を支給します。

給付及び申請のお問い合わせは、下記の共済会担当までお尋ねください。

真宗高田派共済会 真宗高田派宗務院内

電 話 0 5 9 - 2 3 2 - 4 1 7 1 F A X 0 5 9 - 2 3 2 - 1 4 1 4

人権擁護啓発活動重点項目

- 一、国際時代にふさわしい人権意識を育てよう。
- 一、子どもの人権を守ろう。
- 一、高齢者の人権を尊重しよう。
- 一、病気・部落などによる差別をなくそう。
- 一、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

「三重県人権教育基本方針」より抜粋

令和八年六月二十五日印刷
令和八年六月二十五日発行

三重県津市一身田町二八一九番地
電話（〇五九）二三二一四一七一
<http://www.senjui.or.jp>

真宗高田派本山専修寺

発行所 宗務院

振替〇〇一五〇〇一五一九四番

三重県津市一身田町七六五番地

印刷所 相和印刷所

電話（〇五九）二三二一七〇